年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月及び同年3月

資格取得を目的に平成7年1月に会社を退職後、1、2年は再就職しないつもりだったので、会社で退職時に指導されたとおり、国民年金や国民健康保険等の手続を行った。申立期間の2か月が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、同期間は厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間ではあるものの、A市B区の国民年金被保険者名簿により、申立人は平成7年3月6日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し又は免除されているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の過年度保険料の納付書が平成7年7月6日に作成されていることが確認できることから、申立期間についての免除申請は行われなかったと推認でき、過年度保険料の納付書を受け取った申立人が、申立期間の2か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 39 年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

A町役場の臨時職員として働いていたころに、年金担当などの正規職員から、「臨時職員といえども、立場上国民年金保険料の未納はまずい。」と言われ、正規職員として採用されるのに不利にならないようにとの思いから、それまでの未納分を含めたすべての保険料を年金担当職員に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町(現在は、B市)の人事発令簿により、申立人は昭和37年9月18日に臨時職員に任命されていること及び39年9月18日に正規職員に任命されていることが確認できるとともに、申立人が国民年金保険料を渡していたと主張する職員からは詳しい事情を聴取できる状態ではないが、B市の業務履歴により、当該職員は、申立人が臨時職員であった当時、年金業務を担当する総務課に所属していたことが確認できる。

また、申立人の、「私は、国民年金は掛け捨てだと思い込み、反対していたが、臨時職員として働いていたころに、年金担当などの正規職員から、『臨時職員といえども、立場上国民年金保険料の未納はまずい。』と言われ、正規職員として採用されるのに不利にならないようにとの思いから、それまでの未納分を含めたすべての保険料を納付した。」との主張は、具体的で信憑性がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初にその 母親と連番で払い出されていることが確認できるところ、その母親は、申立 期間を含め、60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年5月1日まで 私は、昭和22年4月1日に、A社(現在は、B社)に入社し、58年6 月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、23年4月 1日から同年5月1日までの期間が空白となっている。申立期間は、A社 での本支店間の転勤によるものであり、厚生年金保険の被保険者であった ことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社(A社の後継会社)が作成した厚生年金保険被保険者台帳、雇用保険の加入記録及び勤続 10 年の表彰状により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和23年5月1日にA社本店から同社C支店に異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年3月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A組合における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和 29 年 11 月 1 日)及び資格取得日(30 年 5 月 12 日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月1日から30年5月12日まで

昭和 29 年に蚕業技術員の資格を取得し、同年 5 月より 32 年 3 月まで A 組合に蚕業技術員として継続して勤務したが、社会保険事務所の被保険者記録では昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 5 月 11 日までの記録が中断している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A組合において昭和29年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、30年5月12日に同組合において再度資格を取得しており、29年11月1日から30年5月12日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、昭和 32 年2月にB県C事務所長より蚕業技術普及員として表彰されていること及び元同僚の証言により、申立人がA組合において蚕業技術員として継続して勤務したことが認められる。

また、申立期間当時、同組合において蚕業技術員であった申立人を除く7 人は、いずれも同組合における厚生年金保険被保険者期間が中断なく継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散し、当時の代表者も死亡しているため不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和29年11月から30年4月までの納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月31日から52年1月1日まで 昭和52年1月1日付けでA社から関連会社のB社へ転勤となった際、社 会保険庁の記録によれば、A社において51年12月31日に厚生年金保険の 被保険者資格を喪失しているため、同年12月が被保険者期間となっていな い。関連会社の事業所間の転勤で引き続き勤務していたので、申立期間を 被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元上司及び元同僚の証言により、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和52年1月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 11 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを51年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る51年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち昭和61年9月から同年12月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から62年10月15日まで

A社に勤務していた申立期間の給与明細書を見ると、給与明細書が2枚発行され、一方からは厚生年金保険料が控除されているが、もう一方からは控除されておらず、実際に受け取っていた給与額よりも低い額で標準報酬月額が決定されている。申立期間について、自己負担分の保険料を遡及して納付しても良いから、実際に支給されていた給与額を基礎とした標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録を上回る場合である。

したがって、申立期間のうち昭和 61 年 9 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書の保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないこと等から不明とし、給与明細書

において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち、昭和 61 年9月から同年 12 月までの期間にわたり一致していないものの、このほかに確認できる関連 資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否 かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行 ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 8 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書の報酬月額及び保険料控除額により、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超える保険料を控除された事実は確認できないことから、申立人がその主張する報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、厚生年金保険料を遡及して納付しても良いから、実際に支給された給与合計額を基に標準報酬月額を算定してほしいと主張しているが、厚生年金保険法第75条において、「保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない。」とされていることから、当該期間の標準報酬月額について、申立人の主張に基づく記録の訂正を行ったとしても、厚生年金保険の給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(24 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月1日から同年12月20日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が 9万8,000円となっているが、当時約27万円の給与を受け取っており記録 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 18 年 8 月及び同年 9 月の給与明細書により、当該月は標準報酬月額を 24 万円として算出した厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が所持する平成 18 年の源泉徴収票により、同票に記載された社会保険料控除額は、申立期間の標準報酬月額を 24 万円として算出した社会保険料合計額に一致していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の標準報酬月額は、平成 18 年 12 月 20 日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の 19 年 2 月 2 日付けで、18 年 8 月 1 日まで遡及して標準報酬月額が 24 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の標準報酬月額は、平成 19 年 2 月 2 日付けで 18 年 8 月 1 日まで遡及して引き下げが行われている上、給与支払明細書において確認できる

保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月18日から同年4月1日まで

昭和34年12月12日にA社に就職し、平成7年3月25日に定年退職するまで、同社本社と同社C工場間の異動はあったものの、途中退職は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、昭和43年3月18日から同年4月1日までの1か月が厚生年金保険の被保険者資格期間から欠落しているのは納得できない。

申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員カード、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和 43 年 4 月 1 日に A 社本社から同社 C 工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 2 月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、雇用保険等の記録により、申立人が継続して勤 務していたことが確認できることを理由として納付したと主張しているが、 当時の関係資料(賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄されており、これを 確認できる関連資料等は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 44 年 4 月までの期間、45 年 1 月から 46 年 3 月までの期間及び 51 年 10 月から 53 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年4月まで

② 昭和45年1月から46年3月まで

③ 昭和51年10月から53年12月まで

申立期間①、②及び③については、すべて在監中の期間であるが、申立期間①及び②については、母親が免除申請を行ってくれたはずであり、申立期間③については、出所後に妻が免除申請を行ってくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 48 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、A市の国民年金被保険者名簿により、直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した 48 年 8 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①及び②を含めた 48 年8 月よりも前の未納期間については、平成7年4月 18 日に記録訂正されたことにより発生したものであることが確認でき、社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)の昭和 48 年7月の欄には、「本月以前無資格」との押印がされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請について、その母親が行ったと主張しているが、その母親は既に他界しているとともに、申立人は当該免除申請に直接関与していなかったことから、免除申

請の状況が不明である。

申立期間③については、申立人は、「出所後に妻がB市で免除申請を行ってくれた。」と主張しているが、国民年金保険料の申請免除については、国民年金法第 90 条の規定に基づき、申請のあった日以後、免除期間に算入することができるとされている上、申立人は、昭和 53 年 12 月にB市に転入しているとともに、54 年1月から 56 年6月までの期間の保険料が納付免除となっていることが確認できることから、同期間の免除申請を申立期間③の免除申請と混同していることが考えられる。

さらに、申立人には、申立期間①、②及び③以外にも多数の未納期間が存在し、そのうちの3か所のみを申し立てている根拠について、「在監中の期間については、母親及び妻が免除申請を行ってくれたはずであるので、在監中の期間について申し立てたものである。」と主張しているが、申立期間①の一部、申立期間②の全部及び申立期間③の一部については、そもそも刑事収容施設への収容期間ではないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る 状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無 く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらな い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から58年12月まで

昭和57年2月末、勤務していたガソリンスタンド経営の会社が直営部門の事業を廃止したので、私はそのガソリンスタンドを譲り受け、新たに有限会社を設立して経営に乗り出した。しかし、会社は社会保険の適用事業所になれなかったので、私はA区役所で国民健康保険の加入手続を行い、あわせて国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料は、B信用組合C支店から口座振替で納めた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 61 年4月ごろ国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、申立人は、国民年金の被保険者資格を 36 年 12 月 31 日にさかのぼって新規に取得したことが確認できるところ、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を行った 61 年4月の時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正 を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から15年6月まで

社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が62万円から9万8,000円に訂正されているが、役員報酬が下げられた事実は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社に係る平成15年度滞納処分票、厚生年金保険及び児童手当拠出金に係る保険料等還付請求書並びに申立人に係る被保険者報酬月額変更届により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成15年7月31日)の後の15年8月15日付けで、14年9月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿の記録により、申立期間当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該滞納処分票の事蹟欄には、代表取締役である申立人が平成 15 年8月4日に社会保険事務所に来所し、標準報酬月額を遡及して訂正することで納付すべき保険料額を下げ、滞納保険料を精算する手続を行った旨の記載が確認できるところ、申立人も自ら当該手続を行ったことを認めている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において当該事業所の業務に責任を有する代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月30日から63年1月1日まで 退職日が昭和62年12月31日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保 険者資格喪失日を誤って届出された。申立期間を被保険者として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和62年12月31日までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社が保管する昭和 62 年分所得税源泉徴収簿、62 年8月分及び同年 12 月分の賃金台帳により、当該事業所においては、厚生年金保険料を翌月に控除していたことが認められるところ、申立人の退職月である 12 月分の給与からは1か月分の保険料しか控除されていない。

また、当該事業所は、「申立人の退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同日で届出したため、最後の給与からは保険料を1か月分しか控除しなかったと考えられる。」と説明している。

このほか、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保 険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たら ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。